

23年4月から大きく変わる「経営者保証」

「経営者保証」の在り方を巡り、大きな動きが出てきた。金融庁は2023年4月から、金融機関の中小企業向け融資で経営者が個人で背負う「経営者保証」を実質的に制限することになった。これにより、金融機関の保証依存体質の解消が図れるかどうかは微妙だが、顧問先を指導する税理士としてどのように取り組んでいけばいいのかについて、銀行融資に詳しい(株)スペースワン代表取締役の徳永貴則氏に解説してもらう。

(株)スペースワン 代表取締役 徳永 貴則 氏



金融庁は2023年4月から、金融機関の中小企業向け融資で経営者が個人で背負う「経営者保証」を実質的に制限することを、11月1日発表の監督指針改正案にて決定しました。

監督指針とは行政処分につながる手続きを記載するルールブックで、必要があればヒアリングや検査を実施し、手続きに違反があったり貸出先とトラブルが起きれば行政処分の対象となりますので、金融機関にとっては「法律」に近い強制力を受けるイメージです。

金融機関は「経営者保証」の必要性などを具体的に説明しない限り、経営者保証を徴求できないことになります。具体的には融資時に「経営者保証」を求める場合には説明義務を課し、その内容を記録して金融庁に報告することを義務付けます。

そこで、「経営者保証ガイドライン」の基本3原則から、今後どのような点に念頭を置き、金融機関と交渉を行うべきかについて解説します。顧問会計事務所の役割が「経営者保証」にも大きく関わってくるようになります。

経営者保証ガイドライン「基本3原則」は変わらず、まずはここを押さえることからスタート

以前からお話しておりますが、経営者保証ガイドラインには「基本3原則」と言われる充足すべき基準があります。この原則をないがしろにした交渉を行っても「無保証化」はできないと言っておきます。

- ①「法人・個人」の資産・経理が明確に区分・分離されていること
- ②「財務基盤」の強化
- ③適時適正な「情報開示」

①は会社の「モノ」と「カネ」の動きが区分されているかどうかです。具体的には、

- 会社から経営者に貸付金や仮払金がないこと
- 事業用資産が会社名義になっていること
- 過大な役員報酬を取っていることで会社の利益に影響を与えていることなどがあります。

- ②は端的に言えば金融機関の信用格付けが「正常先」であることです。
- 決算書の資産勘定を実態値に引き直した後も純資産がプラスであること
- 借入合計額から「運転資金所要額」を引いた額が、直近決算のCFの

「10倍以内」に収まっていること

③は会社の管理体制及び会計事務所の役割が問われます。

- 「試算表」「資金繰り表」を定期的に金融機関に提出しているか
- 中期または長期の事業計画書を整備し、かつ金融機関に情報開示しているか

以上が「3原則」になりますが、必ずしも全て満点で充足する必要はありません。ではどういうケースだと「無保証化」の道が切り開けるのでしょうか。

「原則①」を満たしていなくても、これからの改善策が示せるかがポイント

- 会社から経営者に貸付金や仮払金がある
- 事業用資産で個人名義がある
- 過大な役員報酬を取っていて赤字であるケースが想定されます。
- ただし、
- 過去に発生したものはやむを得ないが、減少させる努力及び必要性を認識していればOK
- 例えば本社の底地が個人名義だとしても適正な地代を払っていればOK
- 役員報酬の額が問題ではなく、赤字であれば1億でもOK（赤字の場合、削減は必須）

つまり、法人・個人の区分分離とはきちんと財布を分けておくことを重視しており、過去に発生したものに対しては貸付金などは役員報酬により定期的に返済を行うなどの改善策を金融機関に示すことが必要です。特にこの点は、金融機関への説明には顧問の会計事務所も同席することで、「第三者の目」があることをアピールすることが大事になります。

「原則②」が満たされていない場合は「事業性評価」が大きな加算要素になる

例えば、直近決算で「債務超過」に陥っている企業でも「無保証化」の可能性はあります。そこに必要なものは「事業性評価」になります。「事業性評価」といっても抽象的で分かりにくいと思いますが、経営革新等支援機関の認定を受けている会計事務所では「早期経営改善計画」がイメージしやすいと思います。

つまり、

- ビジネスモデルはどうなっているのか？（仕入先・販売先・外注先などの商流）
- 企業のSWOT分析（強味・弱みなどを今後の経営方針にどう活かしているか）
- 分析に基づいた数値計画はどうなっていくか

「事業性評価」制度によって、今後の収益計画の妥当性をお墨付きにすることで、債務超過解消の目途が数年でできると金融機関が判断できれば、今は債務超過であっても「無保証化」への道が開けます。

他に経営者個人資産との一体査定で「資産超過」と認めるケースもありますので、「債務超過」だから絶対無理というわけではありません。

③の適時適正な「情報開示」はここだけは充足する必要があります。情報開示不足だと金融機関も歩み寄ることができないので③だけは必須条件と認識してください。

では、少しずつ保証金額を下げていくにはどうしたらよいのでしょうか？

「人的保証金額」を下げることに狙いを定める

まず「保証」の概念には「人的保証」と「物的保証」のふたつがあります。

「人的保証」とは今回のテーマである「経営者保証」のことを指し、経営者本人が借入の保証人になることです。以前は「第3保証人」と言って経営者以外の第三者の保証人を取るケースもありましたが、こちらは2011年から監督指針が改訂され「原則禁止」となっています。

「物的保証」とは「不動産」や「売掛金」「保険」「在庫」などの物的担保のことを指します。

経営者保証を「無保証化」するというのは、「人的保証金額」を「0」にすることになります。つまり、「人的保証金額0」に向けて保証金額を下げていくことが現実的な道だと言えます。

「運転資金」見合い分の借入と「担保保全」部分への保証は必要ない

「経営者保証ガイドライン」に関し

て、金融庁から「経営者保証ガイドライン活用に関する参考事例集」が公表されています。その事例集の中でポイントとなる事例があります。

- 「運転資金」部分は「無保証」でOK
- 「物的担保」保全部分は「無保証」でOK

まず、「運転資金」とは銀行が算出する（売掛金＋在庫－買掛金）金額については、短期継続融資（短期コログシ）で支援を行い、その支援額については会社運営に必ず必要な資金であることから「無担保」「無保証」を基本とするとあります。

ただし、赤字が続いている企業にはこの原則は適用が難しいところもありますので、黒字化は必要条件と考えてください。

次に「保全部分」の「保証不要」についてです。これは当たり前と言えども、例えば不動産担保で十分に保全されている借入に対して、さらに「人的保証」をするのはある意味「二重保証」とも言えます。

不動産については「固定資産評価額」でいいので、第1順位から考えて融資を受けている金融機関にどのくらいの取り分があるのかを算出して頂き、保全されている額は「人的保証金額」から減額する交渉をしてください。

何が「無保証化」への障害になっているのかをきちんと聞くべき

皆さんが「無保証化」になるには、金融機関にとって何がネックになり、どうしたら「無保証化」できるのか？についてきちんと金融機関にお話をされるのが何よりも大切です。

- 経営者保証金額を下げる
- 既に差し入れている保証人を解除する

この2つは、金融機関が自ら皆さんに歩み寄って話をしてくれるものではありません。債務者側からのアクションがない限り事態は改善しないのが実情です。

今般の監督指針改定は、これまでの「保証人」の概念を大きく変えるインパクトがありますので、是非皆さんが自ら能動的に動かれることを願っています。